証明者からのお問い合わせ（5/25～6/2）

NO	問い合わせ内容	回答
1	事業所の指定日は、更新していますが、最初に指定を受けた日付ですか？	県（市町村）から最初に指定を受けた日付を記入してください。
2	実務経験証の終了日をR5.5.31にした場合、在職証明書は省略できますか？	R5.5.25以降の場合、在職証明書はいりません。 実務経験証明書の証明日が終了日より前の日付にならないようご注意ください。
3	同法人内で、事業所を3ヶ所移動しています。すべての証明が必要ですか？	５年かつ900日を満たす範囲の証明で結構です。
4	通所介護から、認知症対応型通所介護に変わった場合、通算して証明していいですか？	事業所の指定日が変わりますので、それぞれに分けて証明してください。
5	病院で現在も勤務していて、20年以上勤務している場合、すべての期間・日数が必要ですか？	5年かつ900日を満たす範囲で結構です。 H30.6.1～R5.5.31で5年0ヶ月なので、その期間の従事日数を証明してください。この場合、在職証明書もいりません。
6	左端の「古い→新しい」はどういう意味ですか？	同法人内で、事業所を何ヶ所か移動している場合、上から古い順に書いてください。 移動がない場合は、上の欄のみで結構です。